平成 21 年度分から、固定資産税・都市計画税の納税通知書等に共有者氏名(名称)の記載を開始しました (固定資産を2名で共有する方のみが対象です)



共有者氏名(名称)の記載Q&A

- Q 納税通知書以外に、共有者氏名(名称)が記載されるものはありますか?
- A 納税通知書のほか、土地・家屋名寄帳、固定資産価格等(決定・修正)通知書などに記載されます。
- Q なぜ共有者氏名(名称)を記載することになったのですか?
- A これまで納税者の皆さまより「納税通知書に共有者の氏名を表示して欲しい」といったご要望をいただいておりました。東京都では、納税通知書の共有者氏名(名称)を記載できるスペース等を考慮いたしまして、平成21年度分より、2名で共有されている物件にかかる納税通知書等に共有者の氏名(名称)の記載を開始いたしました。
- Q なぜ納税通知書の送付先欄(納人 住所・氏名欄)に、共有者氏名(名称)を連名で記載できないのですか?
- A 納税通知書は「固定資産税額等の確定」及び「納付の請求」を行うものであり、納税通知書の送達を受けた方は、賦課処分されたという 法的効果が発生します。

東京都では、どちらの方に通知を行ったのか明確にするため、これまでどおり送付先欄には所有者のお一人のお名前を記載し、共有者の 方の氏名(名称)は送付先欄外に記載しております。ご理解いただきますようお願いいたします。